

西予市公告第29号

市有車両(消防マイクロバス)の売払いについて

次のとおり、物品の売払いについて一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

令和7年5月14日

西予市長 管 家 一 夫



1 入札に付する物品

車 名 三菱 ROSA

型 式 KC-BE632G

初度登録年月 平成10年9月

総排気量 5.24L

走行距離 41,606km

※ 詳細は別紙仕様書のとおり

2 最低売却価格

949,850円(税込み)

※ 入札金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記入すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない個人又は法人とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 入札の公告日から落札決定日までの間に、西予市建設工事入札参加資格停止措置要綱(平成16年西予市告示第583号)又は西予市物品等競争入札心得に基づく入札参加資格停止の期間中である者

(3) 国等又は他の地方公共団体において、入札参加資格を停止されている者

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条

の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第239条第2項に規定する物品に関する事務に従事する職員
- (6) 市町村税を滞納している者
- (7) 提出書類に不備又は不正のある者

4 契約条項を示す場所及び日時

西予市総務部財政課契約監理室

電話番号 0894-62-6402

FAX番号 0894-62-6501

令和7年5月14日(水)から令和7年6月2日(月)まで

(土・日を除く)

午前9時から午後5時まで

5 仕様書に対する質問

- (1) 提出期間 令和7年5月14日(水)から令和7年5月26日(月)まで

- (2) 提出方法

仕様書に対する質問を記載した書面を4 契約条項を示す場所へ持参又は郵送等により提出すること。

- (3) 回答方法

令和7年5月28日(水)から令和7年6月2日(月)まで、西予市ホームページにおいて公表する。ただし、回答の準備の状況により公表の開始を早める場合がある。

6 車両確認案内

- (1) 車両確認の参加を希望する場合は、(2)の連絡先に問い合わせのうえ、(3)の場所に集合すること。

- (2) 連絡先 西予市消防本部
電話番号 0894-62-0119

- (3) 場 所 西予市消防本部
(愛媛県西予市宇和町神領515番地)

- (4) 日 時 令和7年5月14日(水)から令和7年5月26日(月)まで
(土・日を除く)

時間は(2)の連絡先との調整とする。

- (5) 車両確認に不参加の者が入札に参加された場合でも、車両確認における各種事項について、すべて了知されているものとみなす。

7 入札参加申込みについて

- (1) 受付期間 令和7年5月14日(水)から令和7年5月26日(月)まで
(土・日を除く)
午前9時から午後5時まで
- (2) 受付場所 西予市総務部財政課契約監理室
(〒797-8501 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1)
- (3) 入札参加資格確認申請書は、受付期間中に受付場所において配布するほか、西予市ホームページにおいてダウンロードすることができる。
- (4) 参加資格の有無
 - ア 参加資格の有無については通知書を送付する。
 - イ 参加資格が無いと認められた者は、令和7年5月30日(金)まで、入札参加資格が無いと認められた理由について説明を求めることができる。
なお、説明を求める場合は(2)の受付場所へ書面を持参することにより行うものとする。
 - ウ イにより説明を求められた場合、書面により回答する。説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合はアの通知書を取消し、改めて入札参加資格のある旨の通知を行う。
- (5) 提出書類
 - ・ 入札参加資格確認申請書(様式第1号)
 - ・ 誓約書(様式第2号)
 - ・ 住民証明書(個人の場合は住民票、法人の場合は登記事項証明書)
 - ・ 印鑑証明書
 - ・ 身分証明書(法人の場合は不要)
 - ・ 納税証明書(市町村税の納税証明書又は未納が無い証明書)

※ 上記の各種証明書(原本又は写し)は、発行日から3か月以内のもの
- (6) 提出方法
持参又は郵送により提出すること。(必着)

8 入札について

- (1) 入札参加者が1者の場合も、西予市入札実施要綱(平成18年西予市訓令第9号)に基づき入札を実施するものとする。
- (2) 入札金額の記載方法
入札金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記入すること。
- (3) 入札の方法
 - ア 西予市契約規則(平成25年西予市規則第13号)第11条第1項ただし書の規定により「書留郵便」による入札とする。

イ 入札参加資格が有りと連絡があった者は、入札書を令和7年6月2日(月)までに郵送すること。(必着)

ウ 入札参加資格が有りと連絡があり入札参加を辞退する場合は、入札辞退届を令和7年6月2日(月)までに郵送すること。(必着)

(4) 提出先 西予市総務部財政課契約監理室

(〒797-8501 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1)

9 開札の日時及び場所

令和7年6月3日(火) 午前10時15分 西予市役所 5階 大会議室1

10 入札保証金

免除

11 入札の無効

西予市契約規則第14条及び西予市予定価格事前公表実施要領(平成18年西予市訓令第10号)第7条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- (2) 指定した日時までに入札書が到達しなかった場合
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (5) 入札書が鉛筆で書かれている場合
- (6) 代理人による入札において、委任状の提出がない場合
- (7) 入札執行者の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者の入札
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する指定事項や条件に違反した入札

12 落札者の決定

- (1) 落札決定にあたっては、最低売却価格以上で有効な入札をした者のうち、最高の金額をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札者が決定したら、入札書を提出した全参加者に電話で通知する。落札者には契約等の手続きについて説明を行う。
- (3) 落札者が、契約締結日までの間に西予市から入札参加資格停止等の措置を受けた場合、本契約を締結しないこととする。
- (4) 落札者となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づく「くじ引き」の手続きを行う。な

お、当該同額の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くこととする。

13 契約保証金

- (1) 落札者が契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を西予市に納付すること。なお、売買契約締結と同時に売買代金を納付する場合は免除する。
- (2) 契約保証金は、売買代金に充当する。
- (3) 契約保証金に利息は付さない。
- (4) 西予市契約規則第44条から第46条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は西予市に帰属する。

14 売払いの条件等

別紙仕様書のとおり

15 契約代金支払い方法

代金は、指定期日(契約締結の日から14日以内)までに納付しなければならない。

16 その他

- (1) 売買契約締結後に生じた物品の亡失、き損等は、すべて落札者の負担とする。
- (2) この公告の入札に係る事項について疑義が生じた場合は、4 契約条項を示す場所に問い合わせるものとする。